

新潟市プール条例

(目的)

第1条 この条例は、プールの構造設備及び維持管理について必要な基準を定めることにより、プールの利用者の安全の確保及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、公衆又は特定多数人に水泳をさせるための施設をいう。

(開設の許可)

第3条 プールを開設しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) プールの名称及び所在地
- (3) プールの構造設備の概要
- (4) プールの管理責任者の氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、第1項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係るプールが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

- (1) 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とすること。
- (2) プールの利用者の見やすい場所に水深を明示すること。
- (3) プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は、滑り止めの構造とすること。
- (4) 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。
- (5) 給水設備は、給水管に貯水槽の水が逆流しない構造とすること。
- (6) 排水設備は、排水が容易に行える能力を有すること。
- (7) 貯水槽の排水口及び循環水の取水口には、プールの利用者の吸込みを防止するため、網、格子状のふた等（ねじ、ボルト等で固定された堅固なものに限る。）が二重に設けられていること。

(8) その他前各号に掲げるものに準ずるものとして規則で定める事項

4 市長は、第1項の許可をする場合において、プールの利用者の安全の確保及び公衆衛生の向上を図るため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可事項の変更の届出)

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「プールの開設者」という。）は、同条第2項第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 プールの開設者は、前条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(維持及び管理)

第5条 プールの開設者は、当該プールの構造設備を第3条第3項の基準に適合するように維持しなければならない。

2 プールの開設者は、次に掲げる基準により、当該プールを管理しなければならない。

(1) プールに設けられた設備について、常に点検及び整備を行うこと。

(2) プールの利用者の安全の確保及び救助のため、監視員の配置その他の適切な措置を講ずること。

(3) プールに設けられたプールサイド、シャワー等の洗浄設備、更衣室その他のプールの利用者が使用する設備は、定期的に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

(4) 貯水槽の水は、規則で定める水質の基準に適合すること。

(5) その他前各号に掲げるものに準ずるものとして規則で定める事項

(管理責任者の設置)

第6条 プールの開設者は、前条に規定する基準によりプールの維持及び管理を適正に行うため、プールごとに管理責任者を置かなければならない。

(使用の休止等の届出)

第7条 プールの開設者は、プールの使用を引き続き30日以上休止しようとするとき、休止後再開しようとするとき、及びプールを廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第8条 プールの開設者について、相続、合併又は分割（当該プールを承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該プー

ルの開設者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該プールを承継した法人は、当該プールの開設者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、プールの開設者又は第6条の管理責任者に対し、プールの維持及び管理の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、プールに立ち入り、その構造設備若しくは第5条第2項に規定する基準の遵守状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(使用停止命令及び措置命令)

第10条 市長は、プールの開設者が第5条第1項又は第2項の規定に違反したと認めるときは、プールの利用者の安全の確保上又は公衆衛生上必要な限度において、期間を定めて当該プールの使用の停止を命じ、又は相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

(許可の取消し)

第11条 市長は、プールの開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第3条第4項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 前条の規定による命令に違反したとき。

(手数料)

第12条 第3条第1項の規定によりプールの開設の許可を受けようとする者は、1件につき1万6,500円の手数料を納めなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の許可を受けずにプールを開設した者

(2) 第10条の規定による命令に違反した者

2 第9条第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にプールを開設している者は、この条例の施行の日から1年の期間（当該1年の期間内に第3条第1項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該プールを開設することができる。その者が当該1年の期間内に当該申請をした場合において、当該1年の期間を経過したときは、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 前項の規定により引き続きプールを開設することができる場合においては、その者をプールの開設者とみなして、第5条、第6条、第9条（第5条及び第6条の規定に係る部分に限る。）及び第10条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。